

神戸市公立大学法人第3期中期目標期間の終了時の検討について

1 趣旨

2024年度末で第3期中期目標期間が終了するにあたり、地方独立行政法人法第79条の2に基づき、法人の業務を継続させる必要性、組織のあり方その他組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずる。また、検討を行うにあたり、同条第2項に基づき、事前に評価委員会の意見を伺う。

【地方独立行政法人法】

第79条の2（中期目標の期間の終了時の検討の特例）

設立団体の長は、(略) 当該公立大学法人に係る中期目標の期間の終了時まで、当該公立大学法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

- 2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 設立団体の長は、第1項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。

2 第3期中期目標期間終了時の検討

法人の業務継続の検討については、第3期中期目標期間の終了時に見込まれる評価において、「達成状況が概ね良好である」と評価をいただいていることや、これまでの法人の業務実績等を踏まえ、第4期中期目標を定めることをもって、「公立大学法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討」及び「所要の措置」とする。

また、第4期中期目標に対する評価委員会の意見をもって、中期目標期間の終了時の検討にかかる「評価委員会の意見」とする。